

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月8日

【会社名】 株式会社 筑邦銀行

【英訳名】 The Chikuho Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 佐藤 清一郎

【本店の所在の場所】 福岡県久留米市諏訪野町2456番地の1

【電話番号】 0942(32)5331 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 執行 謙二

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目9番4号 日幸小津ビル2階
株式会社筑邦銀行 東京事務所

【電話番号】 03(5614)7982

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 西 田 吉 孝

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人 福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

平成26年6月26日開催の当行第90期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金2円50銭

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することとし、定款第23条（任期）を変更するものであります。

会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第33条（社外取締役との責任限定契約）及び定款第44条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、定款第33条（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

第3号議案 取締役9名選任の件

井手和英、佐藤清一郎、田中靖正、東暢昭、石井智幸、中野慎介、新田政史、川原田光展および麻生渡を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

龍憲一および神代正道を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

萬年浩雄を補欠監査役に選任するものであります。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当行の取締役の報酬額を月額1,200万円以内から月額1,700万円以内（うち社外取締役分100万円以内）に改定するものであります。取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。なお、取締役の員数は9名（うち社外取締役1名）であります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	46,441個	17個	0個	99.60%	可決
第2号議案	46,425個	33個	0個	99.57%	可決
第3号議案					
井手 和 英	46,438個	15個	0個	99.59%	可決
佐藤 清一郎	46,418個	35個	0個	99.55%	可決
田中 靖 正	46,440個	13個	0個	99.60%	可決
東 暢 昭	46,440個	13個	0個	99.60%	可決
石井 智 幸	46,440個	13個	0個	99.60%	可決
中野 慎 介	46,440個	13個	0個	99.60%	可決
新田 政 史	46,440個	13個	0個	99.60%	可決
川原田 光 展	46,440個	13個	0個	99.60%	可決
麻生 渡	46,438個	15個	0個	99.59%	可決
第4号議案					
龍 憲 一	46,423個	35個	0個	99.56%	可決
神代 正 道	46,443個	15個	0個	99.61%	可決
第5号議案	46,423個	35個	0個	99.56%	可決
第6号議案	46,418個	40個	0個	99.55%	可決

(注) 1 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案および第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案、第4号議案および第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は集計しておりません。

以 上